

福祉用具専門相談員指定講習会

(※厚生労働大臣指定講習会)

定員(最少開講人数)

受講料

対象学年

時間数

20名(12名)

¥49,000

一般: ¥53,900

全学年

50時間

■ 福祉用具専門相談員とは？

介護を受ける側と、介護する側双方の心理を理解し、病状や障害の度合いを適切に見極めて、福祉用具の選定や使用方法をアドバイスします。

無資格、初心者から受講可能です。ユニバーサルデザインの視点からも今後この資格は多岐に渡り、就職活動に役立つと考えられます。

- ・全カリキュラムを修了し、最終日の修了試験に合格することで資格取得ができます。(欠席、遅刻、早退した場合は補講受講が可能です。)
- ・座学だけではなく、福祉用具を実際に活用した演習を受講することができます。

こんな分野で活用!

住宅

福祉
サービス

介護
施設

福祉用具貸与事業を行う場合、各事業所に2名以上の福祉用具専門相談員を配置することが定められています

コースコード	24052
申込締切日	2025/1/16(木)
開講期間	2025/2/6(木)~2/27(木)
担当講師	NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知

回	日程	時間	内容
1	2/6(木)	最大の時間 9:20-18:20	1. 福祉用具の役割
2	2/7(金)		2. 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理
3	2/10(月)		3. 介護保険制度等の考え方と仕組み
4	2/21(金)		4. 介護サービスにおける視点
5	2/25(火)		5. リハビリテーション
6	2/26(水)		6. 高齢者の日常生活の理解
7	2/27(木)		7. 介護技術
予備日	2/28(金)	—	8. 住環境と住宅改修 9. からだとところの理解 10. 福祉用具の特徴 11. 福祉用具の活用 12. 福祉用具の供給の仕組み 13. 福祉用具貸与計画等の意義と活用 14. 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成 修了試験

※講座時間はおおよその時間を掲載してあります。

詳細な講座時間は、講座初回に配布する「カリキュラム」をご確認ください。